第3部 個別の旅客施設に関するガイドライン

1. 鉄軌道駅

①鉄軌道駅の改札口

考え方

車椅子使用者が、改札口を通過する場合、既設の幅では利用が困難な場合が多く、荷物等の搬入口など特別なルートしかない駅があるが、一般の旅客と同様に駅係員の対応などの制約がなく単独で改札口を利用できることが望ましい。また、改札機の自動化が進んでいるが高齢者や視覚障害者、妊産婦等にとって利用困難な場合があるため有人改札口を併設することが望ましい。

改札口は、視覚障害者が鉄軌道を利用する際の起終点となる場所であるとともに、駅員 とコミュニケーションを図り、人的サポートを求めることのできる場所でもあることに配 慮し、その位置を知らせる音響案内を設置する。

移動等円滑化基準

(改札口)

(準用)

- 第19条 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち一以上は、幅が ハ十センチメートル以上でなければならない。
- 2 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない。

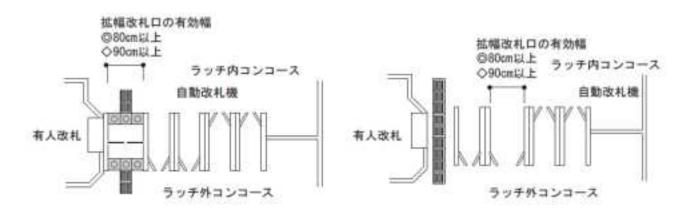
第22条 前節の規定は、軌道停留所について準用する。

ガイドライン

0	:移動等円滑	↑化基準に基づく整備内容、○:標準的な整備内容、◇:望ましい整備	備内容
拡幅改札口		 ◎移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合、有効幅80cm以上の拡幅改札口を1か所以上設置する。 ◇車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とすることが望ましい。 ◇入出場双方向から利用する拡幅改札口の場合は、その内外に車椅子使用者同士がすれ違うことができるスペースを設けることが望ましい。 ◇有人改札口ではない自動改札機にある改札口に設けることが望ましい。その際、当該改札口は、車椅子使用者の問い合わせ等がある場合に対応できるよう有人改札から視認できる位置とする。 ◇有人改札口を拡幅改札口とする場合には、さらに自動改札機のある改札口のうち1か所以上を拡幅改札口とすることが望ましい。 	参考 3-1-1
有人 改札口	視覚障害 者の誘導	○視覚障害者誘導用ブロックは、有人改札口を経由して敷設する。	

		○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコ	
		ミュニケーションに配慮する。	
	聴覚障害	○この場合、当該筆談用具を備えている旨を表示し、聴覚障害者	参考 2-3-14
		がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指	
	者の案内	差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。	
		○筆談用具がある旨の表示については、駅係員及び聴覚障害者か	
		ら見やすく、かつ聴覚障害者から手の届く位置に表示する。	
	コミュニ	◇言語(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困	参考 2-3-15
	ケーショ	難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーシ	
有人	ン支援ボ	ョン支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを備	
改札口	ード	えることが望ましい。	
	ローカウ	◇有人改札口のカウンターの一部は、車椅子使用者等との対話に	参考 2-3-13
	ンターの	配慮して高さ 75cm 程度とすることが望ましい。	
	高さの蹴	◇上記高さのカウンターの蹴込みは、高さ 60cm 程度以上、奥行き	参考 3-1-2
	込み	40cm 程度以上とすることが望ましい。	
		○案内所を兼ねている等、有人改札口に戸が設置されている場合、	
		その戸の有効幅は80 cm以上とする。	
	戸	◇案内所を兼ねている等、有人改札に戸が設置されている場合、	
		有人改札の戸外側、もしくは戸内側に車椅子使用者どうしがす	
		れ違うことができるスペースを設けることが望ましい。	
		◎自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその周辺にお	
		いて当該自動改札口への進入の可否を容易に識別することがで	
		きる方法で示す。	
白動	改札機	○自動改札口の乗車券等挿入口は、色で縁取るなど識別しやすい	
口刻	5X 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ものとする。	
		◇進入可否表示の配色については、参考 2-2-5 を参考とした色使	参考 2-2-5
		い、色の組み合わせとし、色覚異常の人の利用に配慮すること	
		が望ましい。	
辛组	學案内	「②視覚障害者誘導案内用設備 ■音声・音響案内」(117ページ)	
日言	i 不l i	参照	
	ケーション	○無人駅・無人改札口においては、視覚障害者、聴覚障害者等か	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	らの問い合わせに対応できるよう措置を講ずる。	

参考 3-1-1: 改札口の例



注: 改札口における視覚障害者誘導用ブロックは、敷設の一側を示したものである。

(コラム 18) 視覚障害者誘導用ブロックの有人改札への案内

鉄道駅における有人改札口への視覚障害者の誘導案内は、視覚障害者が鉄道を利用する際の起終点となる場所であるとともに駅員とコミュニケーションを図り、人的サポートを求めることのできる場所であるところから視覚障害者誘導用ブロックの敷設、音案内が行われている。

参考 3-1-2: 有人改札へのローカウンター設置事例









2鉄軌道駅のプラットホーム

考え方

プラットホームにおいては、転落等防止のための措置を重点的に行う必要がある。特に 視覚障害者の転落等防止の観点から、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック等の措置を講ずる。また、プラットホームと列車の段差をできる限り平らにし、隙間をできる限り小さくするとともに、やむを得ず段差や隙間が生じる場合は、段差・隙間解消装置や渡り板により対応する。その場合、迅速に対応できるよう体制を整える必要がある。段差・隙間をできる限り小さくするため、新設駅や大規模改良駅においては、その立地条件を十分に勘案し、可能な限りプラットホームを直線に近づける配慮が必要である。

移動等円滑化基準

(プラットホーム)

- 第20条 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支 障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構 造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。
 - 二 プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。
 - 三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - 四 排水のための横断勾配は、一パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを 得ない場合は、この限りでない。
 - 五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - 六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)が設けられていること。
 - 七 前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、 内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - 八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
 - 九 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - 十 照明設備が設けられていること。
- 2 前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しない。

(車椅子使用者用乗降口の案内)

第21条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

(準用)

第22条 前節の規定は、軌道停留場について準用する。

	ガイドライン	
	骨化基準に基づく整備内容、〇:標準的な整備内容、◇:望ましい整値 ▼	
床の表面	◎滑りにくい仕上げとする。	参考 3-1-3
横断勾配	□◎排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合、当該横断勾配	
	は1%を標準とする。	
	転落防止柵とは、列車の乗降が行われない箇所において設置され	参考 3-1-4-1
	る柵のことをいう。	
	◎プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止す	
	るための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が	
	設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合	
	は、この限りでない。	
	○プラットホームの線路側以外の端部には、建築限界に支障しな	
	い範囲で高さ 110cm 以上の転落防止柵を設置する。	
ホ= 按/t+ ,L ↓m	○あわせて、プラットホームの線路側以外の端部を認識できるよ	
転落防止柵 L	う点状ブロックを敷設する。なお、敷設幅は 60cm 程度 (少なく	
	とも 40cm 以上) とする。	
	○プラットホームの線路側端部において、列車が停車することが	参考 3-1-4-4
	ない等乗降に支障のない箇所には、建築限界に支障しない範囲	
	で高さ 110cm 以上の柵を設置する。	
	○プラットホーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場	
	合は、車椅子使用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する	
	注意喚起の掲示とともに旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない	
	範囲で柵を設置する。	
	◎発着するすべての鉄軌道車両の旅客用乗降口の位置が一定して	
	おり、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができ	
	るプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)においては、	
	ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及	
	ぼすおそれがある場合にあっては、内方線付き点状ブロックそ	
┃ 転落防止措置	の他の視覚障害者の転落を防止するための設備)を設ける。	
	◎上記以外のプラットホームにおいては、ホームドア、可動式ホ	
	ーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を	
	防止するための設備を設ける。	
	◎点状ブロック、線状ブロック、内方線付き点状ブロックの規格	
	については JIS T9251 に適合するものとする。	
	1 15 010 10 10 10 1 1 0 0 0 v C / 00	

		○旅客用乗降口との間の閉じこめやはさみこみ防	
		止措置を図る。	
		○ホームドアや可動式ホーム柵の可動部の開閉を	
		音声や音響で知らせる。	
		○ホームドアや可動式ホーム柵(横開き式)の開	参考 3-1-3
		閉が行われる各開口部の全幅にわたって、奥行	参考 3-1-5
		き60㎝程度の点状ブロックを敷設する。ドアの	
		戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを	
		基本とし、構造上やむを得ない場合であっても	
		30 cm以下とする。	
		○可動式ホーム柵(昇降式)についてはホーム縁	参考 3-1-6
		端全面にわたって、内方線付き点状ブロック	
		(JIS T 9251) を敷設する。プラットホームの	
		線路側の縁端からの距離は 80cm 以上とし、可	
		動式ホーム柵(昇降式)に並行して連続的に敷	
		設する。	
		○可動式ホーム柵(昇降式)のブロックの敷設に	
		ついては、プラットホーム上の柱などの構造物	
	ホームドア・	と干渉しないよう配慮して敷設する。やむを得	
転落防止措置 	可動式	ず、内方線付き点状ブロックがホーム縁端付近	
	ホーム柵	の柱などの構造物と干渉する場合であっても、	
		構造物を迂回して敷設するのではなく、連続し	
		て敷設し、干渉部分を切り取ることとし、内方	
		線付き点状ブロックを構造物との間に隙間を設	
		けずに敷設する。	
		○可動式ホーム柵(昇降式)の島式ホームにおけ	
		るブロックの敷設については、向い合う内方線	
		付き点状ブロックの内方線の中心と中心との距	
		離を 60cm 以上確保することを原則とする。た	
		だし、プラットホームの幅員が確保できず、や	
		むを得ない場合は、40cm以上確保する。なお、	
		40cm 以上確保できない場合は、点状ブロックの	
		みとし、内方線は敷設しない。	
		○可動式ホーム柵(昇降式)においては、原則、	
		通常の動作において開口部に車両が停車しない	
		空間を設けることはないようにする。やむを得	
		ず、そのような状態が発生する場合においては	
		音声等による注意喚起を行う。	
		1	

	ホームドア・ 可動式 ホーム柵	 ○ホームドア及び可動式ホーム柵は、乗降部への 徒列ライン敷設、案内板の設置、または、固定 部と可動部の色を変えるなど、ロービジョン者 等が乗降位置を容易に視認できるよう色の明 度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)に 配慮する。 ○可動式ホーム柵は、柵から身を乗り出した場合 及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた 場合の接触防止の観点から、柵の固定部のホー ム内側の端部から車両限界までの離隔は 40cm 程度を基本とする。 	
転落防止措置	固定式ホーム柵	○固定式ホーム柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止の観点から、ホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40cm 程度を基本とする。なお、固定式ホーム柵とは、列車の乗降が行われる各ドア位置に合わせて開口部を設けた柵のことをいう。 ○あわせて、各開口部の全幅にわたって、奥行き60cm 程度の点状ブロックに内方線が付いた形状となるよう内方線付き点状ブロックを敷設する。各固定部からの離隔は設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても30cm以下とする。	参考 3-1-3
	プラットホー ム上の点状 ブロック	○階段等から連続して敷設された線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックとが交わる箇所(T字部)については、ホーム縁端部の点状ブロックの内側に点状ブロックを敷設する。	参考 3-1-4-2
視覚障害者誘導用 ブロック	内方線付き点 状ブロックの 使用場所	 ○内方線付き点状ブロックは、プラットホームの線路側の縁端部を警告するために敷設するものであり、プラットホーム上における、これ以外の場所には敷設しない。 ○プラットホームの線路側の縁端からの離隔は80~100cm程度とし、線路に並行して連続的に敷設する。 ◎プラットホームの内側であることを認識できるよう、点状ブロックの内側に内方線が位置するものとし、JIS T9251に適合するものとする。 ◎発着するすべての鉄軌道車両の旅客用乗降口の位置が一定しておらず、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができないため、ホームドア又は可動式ホーム柵等が設置できないプラットホームにおいて敷設する。 	参考 3-1-3

			ı
視覚障害者誘導用 ブロック	内方線付き点 状ブロックの 使用場所	 ○プラットホーム上の柱などの構造物と干渉しないよう配慮して敷設する。やむを得ずホーム内方線付き点状ブロックがホーム縁端付近の柱などの構造物と干渉する場合であっても、構造物を迂回して敷設するのではなく、連続して敷設し、干渉部分を切り取ることとする。ただし、内方線付き点状ブロックと構造物との間に隙間を設けずに敷設する。 ◇内方線付き点状ブロックを連続して敷設することにより、視覚障害者がプラットホーム上の柱など構造物と衝突した際の安全性を考慮し、柱にクッションを巻くことが望ましい。 ○島式ホームにおいては、向かい合う内方線付き点状ブロックの内方線の中心と中心との距離を60cm以上確保することを原則とする。ただし、プラットホームの幅員が確保できず、やむを得 	参考 3-1-4-3
		ない場合は、40cm 以上確保する。	
転落時の 安全確保措置	の安全確保措 ・列車を停止 を設置する に設置する する。 ・プラットホ	トホームから旅客が転落した場合を想定し、以下 電を講じる。 させるための非常押しボタン又は転落検知マット あ。この場合、当該押しボタンは操作しやすい位置 あとともに、その位置、機能について、旅客へ周知 エーム下には、列車を避けるための待避スペースま トホームに上がるためのステップを設置する。	
乗降位置表示	降一列ーホによな側ホ式点の 一列ーホによな側ホ式点の 一がによなが面ーホ字左 でで、また柵ム側両 でで、なって、 一次をではは柵の の乗を示はは柵知側表	ム床面等において、車椅子スペースに近接する乗るでする。ただし、当該プラットホーム上の位置がい場合は、この限りでない。 なび停止位置が一定している場合には、プラットホーはいて号車番号を表示することが望ましい。 可動式ホーム柵、固定式ホーム柵を設置する場合なび乗降口位置(扉番号)を文字及び点字(触知にむ。)により開口部左脇に表示する。 る位置については、ホームドアは、可動部のドアは定部の側面(140cm~160cm 程度の高さ)、可動式上面または側面(120~130cm 程度の高さ)とする。よる案内を含む。)による乗降位置情報は、開口部表示することが望ましい。 は、視覚障害者の円滑かつ安全な移動を支障しない。 は、視覚障害者の円滑かつ安全な移動を支障しない。	参考 3-1-8

	◇駅係員と連絡ができるよう、プラットホーム上のわかりやすい位	参考 3-1-9
	置(案内サインの掲出位置等)にインターホンを設置することが	
連絡装置	望ましい。この場合、その設置位置の上部などにおいてわかりや	
	すい案内表示を行う。	
	◎鉄軌道車両とプラットホームの段差又は隙間について、段差はできる限り平らに、隙間はできる限り小さいものとする。	参考 3-1-10-1
	◎車椅子使用者の円滑な乗降のため十分な長さ、幅及び強度を有する渡り板等の設備を設ける。	
	¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬	
	走行する車両が鉄輪式リニアモーター駆動方式の場合には、く	
	し状ゴムの設置その他の措置を必要に応じ講ずることにより、	
	原則として、渡り板等の設備を使用しなくても車椅子使用者が	
	単独で乗降できるように段差及び隙間を解消する。	
	◇上記以外の場合であっても、くし状ゴムの設置、車両の低床化	
	その他の措置を必要に応じ講ずることにより、渡り板等の設備	
	を使用しなくても車椅子使用者が単独で乗降できるように段差 及び隙間を解消することが望ましい。	
	○渡り板は、速やかに使用できる場所に配備する。	
	○渡り板は、幅 80cm 以上、使用時の傾斜は 10 度以下として十分	
車両とプラットホー	な長さを有するもの、耐荷重 300kg 程度のものとする。ただし、	
ムの段差及び隙間の	構造上の理由により傾斜角 10 度以下の実現が困難な場合には、	
解消	車椅子の登坂性能等を考慮し、可能な限り傾斜角 10 度に近づけ	
	るものとする。	
	○渡り板のホーム側接地面には滑り止めを施し、かつ、渡り板の	参考 3-1-10-2
	車両側端部にひっかかりを設けること等により、使用時にずれ	
	ることのないよう配慮する。 ○なお、渡り板の使用においては、ホームの形状に配慮し、降り	
	○なお、優り板の使用においては、ホームの形状に配慮し、降り たホームの反対側の線路に転落する等の事故がないよう、渡り	
	板の長さとホームの幅に十分注意する。	
	○渡り板を常備しない場合、駅係員等が速やかに操作できる構造	
	の段差・隙間解消装置を設置する。	
	◇渡り板等の設備を使用しなくても、車椅子使用者が単独で乗降	
	できるよう措置を講ずることが望ましい。	
	◇鉄軌道車両・ホーム等の構造上の理由により渡り板が長く、ま	
	た、傾斜角が急(概ね 10 度を超える)となる場合には、脱輪を 防止するよう左右に立ち上がりを設けることが望ましい。	
		4) +r 0 - 1 - 1
 隙間の警告	◎構造上の理由により鉄軌道車両の旅客用乗降口の床面の縁端と プラットホームの縁端との隙間が大きいときは、旅客に対しこ	参考 3-1-10-3
	フラットホームの縁端との隙間が入さいとさば、旅谷に対しこれを警告するための設備を設けること。	

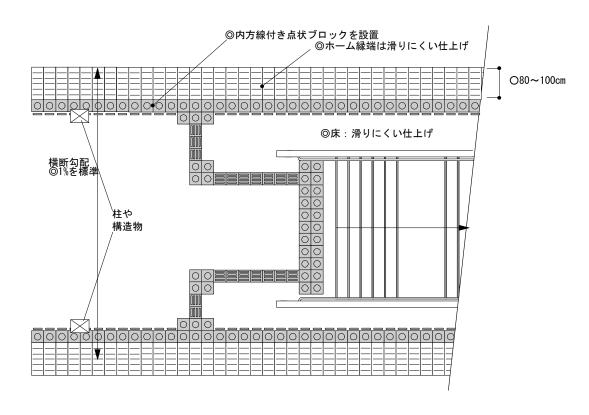
	◎音声による案内で、列車の接近を警告する。ただし、電気設備	
	│ │ がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、こ	
	の限りでない。	
	 ○音声や音響による案内で、列車の接近のほか、その列車の停止・	
	通過、乗車可否(回送の場合は回送である旨)、列車種別、車両	
 列車接近の	編成数、行き先、次停車駅名を知らせる。	
警告•案内	◎文字や光による情報で、列車の接近を警告する。ただし、電気	
	設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合	
	は、この限りでない。	
	○文字や光による情報で、列車の接近のほか、その列車の停止・	
	通過、乗車可否(回送の場合は回送である旨)、列車種別、行き	
	先、次停車駅名を知らせる。	
	○高齢者、障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、	参考 3-1-7
	知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
プラットホーム上の	の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れ	
ベンチ等	やすさ等に配慮し、旅客の乗降・移動を妨げないよう配慮しつ	
	つプラットホーム上にベンチ等を設ける。	
	◇プラットホーム上に待合室を設ける場合には、車椅子使用者、	
┃ 一 待合室	ベビーカー使用者等の利用に配慮し、130cm 以上×75cm 以上の	
1344	スペースを設けることが望ましい。	
	○壁面や柱などに取り付ける看板などは通行の支障にならないよ	
	うに設置する。	
	◇売店、ベンチ、ゴミ箱等を設置する場合は、車椅子使用者や視	
 プラットホーム上の	覚障害者、一般利用者等の通行の支障にならないようにするこ	
設置物	とが望ましい。	
	の床面と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)に	
	配慮した色とすることが望ましい。	
	○ロービジョン者が柱を認識できるよう、柱の色あるいは柱の下	参考 3-1-11
プラットホーム上の	端部の色はプラットホーム床面と色の明度、色相又は彩度の差	
柱の識別	(輝度コントラスト*)を確保する。	
	◎プラットホームには照明設備を設ける。	
照明設備	○プラットホームの両端部まで、高齢者やロービジョン者等の円	
	滑な乗降のため、採光や照度に配慮して照明設備を設置する。	
	○到着する駅名を車内で標示する場合を除き、車内から視認でき	参考 3-1-12
ED 4 JE -	る高さに駅名標を表示する。	参考 3-1-13
駅名標示 I	○到着する駅名を車内で標示する場合を除き、車内のどの位置か	参考 3-1-14
	らも視認できるよう駅名標の配置間隔に配慮する。	
	◇コンコースからプラットホームに至る箇所等に、方面ごとに列	
	車の種別、行き先、発車時刻等がわかるよう案内表示をするこ	
停車駅案内	とが望ましい。	
	◇列車の種別ごとの停車駅がわかるよう案内表示をすることが望	
	ましい。	
<u> </u>	I .	

停車駅案内	◇列車到着時に降車した駅が旅客にわかるよう、駅名の音声案内 を行うことが望ましい。	
階段の音響案内	「②視覚障害者誘導案内用設備 ■音声・音響案内」(117 ページ) 参照	
音声・音響計画	◇指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内、案内放送 の輻輳を避けた音声・音響計画を実施することが望ましい。	

^{*:}移動等円滑化基準では、「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト(誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比)確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

参考 3-1-3: プラットホームの例

<可動式ホーム柵・ホームドア(以下、この項において「可動式ホーム柵等」という)がない場合の 敷設例>

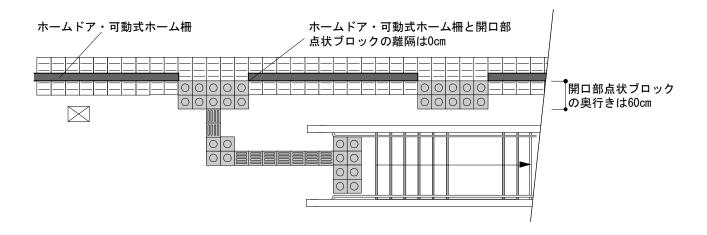


出典:国土交通省「視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究報告書」平成 22 年(2010年)を基に加筆

<ホームドア・可動式ホーム柵の場合の開口部の敷設例>

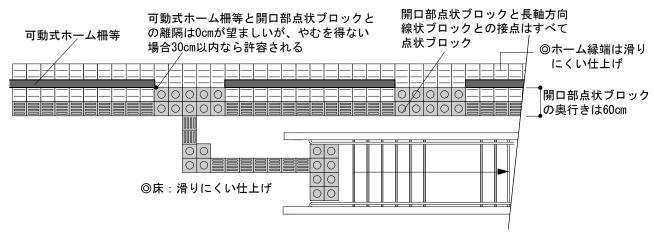
(国土交通省調査結果)

- ・可動式ホーム柵等がある場合の開口部点状ブロックについては被験者全員が必要であるとの回答を得た。また安全面と開口部の検出容易性のいずれの観点においても開口部点状ブロックの奥行きは60cm が好ましいとの回答を得た。
- ・長軸方向線状ブロックについては約 60%の被験者が必要であると回答を得た。また、長軸方向線状ブロックを敷設する場合の可動式ホーム柵等からの離隔は 60cm が好ましいとの回答を得た。
- ・開口部点状ブロックと長軸方向線状ブロックの接合部はすべて点状ブロックを敷設するパターンが好ましいとの回答を得た。



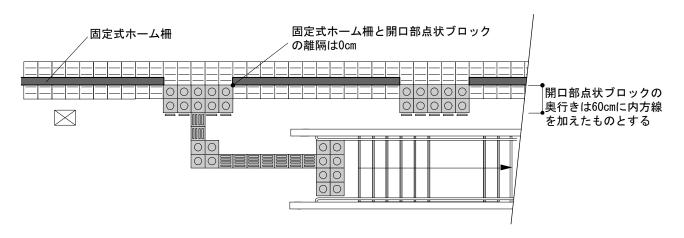
出典:国土交通省「視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究報告書」平成 22 年(2010年)を基に加筆

視覚障害者の利便性を考慮し、幅員が確保され構造上支障がない場合には、 長軸方向線状ブロックを敷設することが有効である



出典:国土交通省「視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究報告書」平成 22 年(2010年)を基に加筆

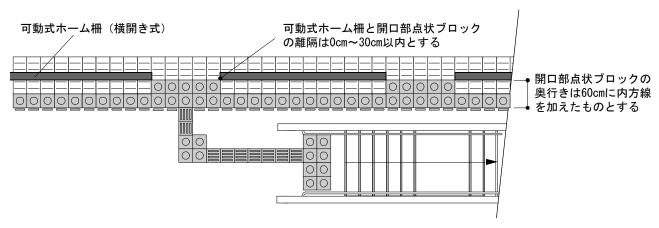
<固定式ホーム柵の場合の開口部の敷設例>



出典:国土交通省「視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究報告書」平成 22 年(2010年)を基に加筆

<可動式ホーム柵(横開き式)の敷設例>

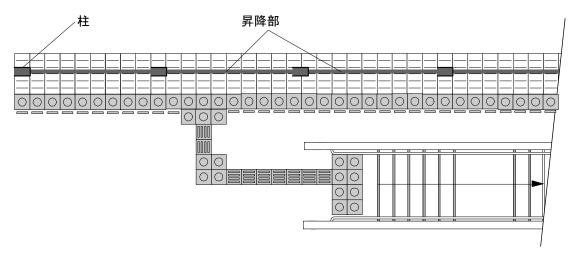
・ホーム縁端全面に内方線付点状ブロックを連続して1 枚敷くこととした上で、開口部に点状ブロックをホームドアと内方線付き点状ブロックの間に1列追加する敷設も有効と考えられる。



出典:国土交通省「プラットホームにおける視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究報告書」平成30年(2018年)を基に作成

<可動式ホーム柵(昇降式)の敷設例>

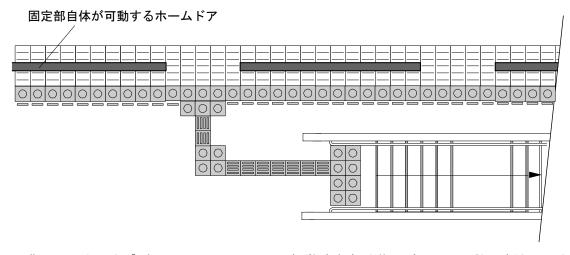
・ホーム縁端全面に内方線付点状ブロックを連続して1 枚敷くこと。



出典:国土交通省「プラットホームにおける視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究報告書」平成30年(2018年)を基に作成

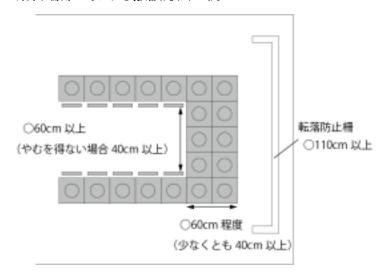
<固定部、開口部位置が不定の場合の敷設例>

・本検討で固定部と表現している部分自体が可動するホームドアの場合、ブロックの敷設でホームドア の固定部、開口部を区別することは困難である。このような場合においても、ブロックの敷設はホーム縁端全面に内方線付点状ブロックを連続して1枚敷くことを基本とする。

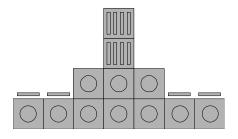


出典:国土交通省「プラットホームにおける視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査研究報告書」平成30年(2018年)を基に作成

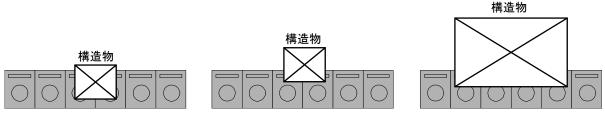
参考 3-1-4-1:ホーム始終端部における敷設方法の例



参考 3-1-4-2: T字部における敷設



参考 3-1-4-3: 構造物と干渉する場合の敷設



※「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 追補版」(平成 14 年 12 月)の策定にあたり実施した「コの字迂回敷設部分と連続敷設部分の歩行実験」の結果、被験者の 90%から連続敷設を支持する回答を得たことから、上図の連続敷設方式を採用し、また構造物と衝突した際の安全性を考慮し、柱などの構造物にはクッションなどを設けることが望ましいとしている。このような敷設方法とした理由として、「①迂回すると方向や位置がわからなくなる。」、「②構造物の線路側のブロックが無くなるのは困る。」、「③連続敷設が簡潔で分かりやすい。連続敷設は構造物に触れることができる。触れることで安全を確認する。」、「④ホーム縁端からの距離が一定である。」等の意見があった。

参考 3-1-4-4: ホーム終端部におけるブロックの敷設と柵の設置の例 <ホーム終端の列車が停止しない部分の柵とブロックの例>



<ホーム終端にエレベーターやトイレ等がある場合の柵とブロックの例>



<島式ホーム終端で列車が停止しない部分が左右非対称である場合の柵とブロックの例>





参考 3-1-5: ホームドア・可動式ホーム柵の例









参考 3-1-6: 可動式ホーム柵(昇降式)の例



参考 3-1-7: 転落防止に配慮したベンチの例





提供:西日本旅客鉄道株式会社

(コラム 19) ホームからの転落防止策

鉄軌道駅のプラットホームにおける視覚障害者の転落防止については、ホームドア・可動式ホーム 柵・内方線付き点状ブロック等の整備といったハード面の対策に加えて、駅員等による誘導案内の 充実や旅客による声かけの促進などソフト面の対策も合わせて取り組むことが効果的である。

(参考:「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」中間とりまとめ(平成28年12月))

参考 3-1-8: 床面表示の例

■乗降位置表示の例

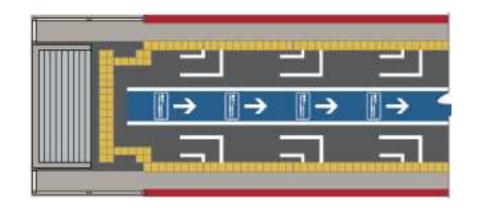


■通行帯を確保するためのホーム床面サインの例

ホームの中央部など安全な場所に通行スペースを設けて誘導をすることにより、ホーム上の流動や徒列を整理することなどの効果が期待される。

<西日本旅客鉄道の例>





提供:西日本旅客鉄道株式会社

<近畿日本鉄道の例>







提供:近畿日本鉄道株式会社

参考 3-1-9: 駅員連絡装置の例



提供:東京地下鉄株式会社

参考 3-1-10-1:ホームと車両の段差・すき間を低減した例

■ホームと車両の段差 5mm を実現した例

・ホームと車両のすき間をできる限り小さくするため、車両限界からの離れを 52mm±2mm という精度で先端タイルが設置された。これは全ての駅のホームを直線で構成することにより可能となった。また、荷重条件による車両床高さの変動が少ない鉄輪式リニアモータシステムの台車の特徴を活かし、ホーム床と車両床のレベル差を±5mm に調整することでほぼ完全なフラット化が図られた。





提供:福岡市交通局

■スロープと櫛状ゴム(もしくは樹脂製)の設置によりホームと車両との段差・すき間を低減した事例 段差・隙間縮小対策として、ホーム端部をスロープ状にかさ上げし、ホーム縁端に櫛状のゴムを設置。 段差:0~20 mm、隙間:約 30 mmに縮小。



提供:大阪市高速電気軌道株式会社 千日前線

隙間の縮小対策としてホーム縁端に櫛状のゴムを設置。

段差:0~15mm、隙間:約20mm に縮小。





提供:大阪市高速電気軌道株式会社 長堀鶴見緑地線

隙間の縮小対策としてホーム縁端に櫛状のゴムを設置。段差:ほぼ平ら、隙間:28mm。



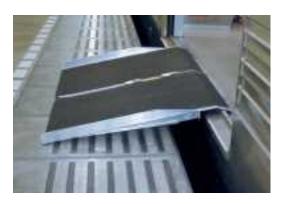
提供:仙台市交通局

隙間の縮小対策としてホーム縁端に櫛状のゴムを設置。

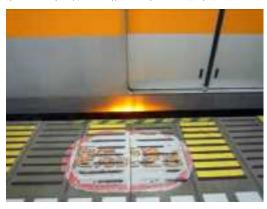


提供:福岡市交通局

参考 3-1-10-2: 渡り板の例



参考 3-1-10-3:回転灯等を設置して転落の危険に対し注意喚起している事例



参考 3-1-11: ホーム床面と柱の識別しやすい事例

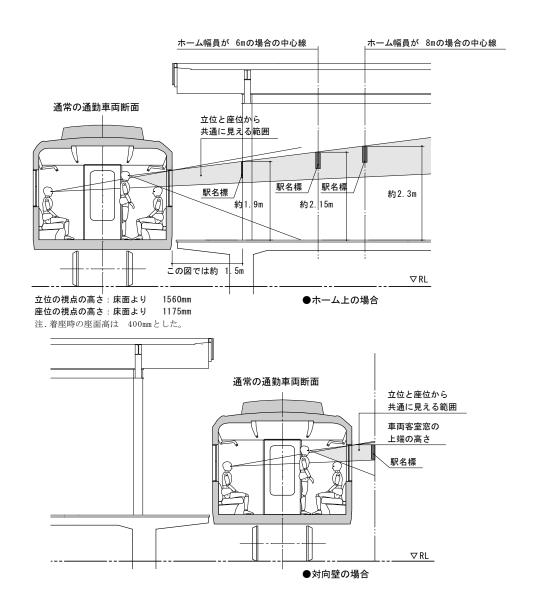
- ・ホーム床面と柱の下端部分の色を変えることで柱の存在が目立つ。(左写真)
- ・柱全体を床面と異なる色とすることで柱の存在が目立つ。(右写真)





参考 3-1-12: 駅名標の掲出高さの考え方

- ・車内から車外への視界は、窓によって確保されている。したがって、車外の見やすい範囲は、車内にいる利用者の視点と窓の上端を結ぶ線より下で、座席に座る人に遮られない窓の半分程度より上の範囲になる。また、利用者の視野は、高齢者等にとって体をねじって後方を見る姿勢はとりづらいので、振り向かないでも見られる前方にあるものとして考えることが望ましい。
- ・図に示す通り幅員 6m と 8m の島式ホームを想定すると、ホーム中心に掲出する駅名標の通勤車両から見やすい掲出高さは、床面から器具の上端までそれぞれ約 2.15m、2.3m になる。また、車両から約 1.5m 離れた独立柱上では、床面から器具の上端まで約 1.9m になる。
- ・同図の対向壁側の駅名標では、器具の上端が車両客室窓の上端程度の位置が見やすい高さになる。
- ・このことから、駅名標の掲出高さは車両内から見やすい高さにし、ホーム上においては利用者の円滑 な移動を妨げないよう配慮しつつ、時刻表等と組み合わせた自立型や柱付型などを工夫する。
- ・なお吊り下げ式の場合、旅客流動を考慮して、旅客等の頭上に十分な空間を確保する必要があることにも配慮する。



参考 3-1-13: 車両窓ごとに駅名標を配置した例

- ・福岡市営地下鉄七隈線では、対向壁ならびに可動式ホーム柵の内壁において、車両窓に対応して駅名 標が配置されている。車両窓と駅名標の位置をあわせ、車内から駅名が確認しやすい配慮がある。
- ・ 車両内から可動式ホーム柵内側に表示された駅名標が確認できる (左写真)。





提供:福岡市交通局

参考 3-1-14: 駅番号表示・駅名標における漢字・ひらがな・アルファベット表示

- ・大都市地下鉄路線では、外国人旅行者をはじめとして、誰にでもわかりやすく鉄道を利用できるよう、 路線名や駅名を固有のアルファベットや番号で表記している。このような表記は、色覚異常等におい ても判別しやすく有効である。
- ・東京メトロでは同一ホーム上において、駅名標では漢字を主としつつも、ひらがな表記を付記したもの、アルファベット表記を付記したものがそれぞれ設置されている。
- ※漢字表記が分かりやすい障害者やひらがな表記が分かりやすい障害者について配慮することが必要である。





路線固有のアルファベットや番号、漢字、アルファベット、ひらがなで表記

提供:東京地下鉄株式会社